自　　認　　書

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次に掲げるいずれかに該当する者がいない法人であることに間違いありません。

　１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　２　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第119条の２の４第２項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者

３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けたものであって、当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しない者

５　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

　　　広島県警察本部長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　所在地

　　商号・名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　（担当者名　　　　　　　　　　　　）